

(目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則（以下「学則」という。）第27条に定める歯科衛生士専門学校の授業科目の履修及び修得について、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

(履修)

第3条 臨床実習においては授業時間数の80%以上、それ以外の授業科目については当該科目の授業時間数の70%以上出席し、試験を受験した者を、当該授業科目を履修したものとする。

2 前項に定める要件は、各学期配当各授業科目それぞれについて満たさなければならない。

(修得)

第4条 前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を、当該授業科目を修得した者とする。

(試験)

第5条 試験には、定期試験・追試験・再試験及び卒業試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験を行うことがある。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 出席時間数が授業時間の70%（臨床実習においては80%）に満たない者
- (2) 授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者
- (3) 試験時刻に20分を超えて遅参した者
- (4) 学生証を所持しない者

3 試験時間・時間割等は、別に定める。ただし、授業科目によっては、当該科目の講義時間中に実施する場合がある。

(定期試験)

第6条 定期試験とは、各学期末に各授業科目について行う試験をいう。

(試験欠席届)

第7条 病気その他の理由により、前条に定める試験を受けることができなかった者は、次の各号の書類を添付の上、当該科目試験終了後1週間以内に「試験欠席届」を提出しなければならない。

- (1) 病気欠席の場合は、医師の診断書を添付する。診断書には受験できなかった事由、期間が記載されているものとする。
- (2) 交通事故の場合は、警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書を添付する。（なお、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）
- (3) 就職試験のときは、受験先の証明書を必要とする。
- (4) 忌引きの場合は、父母又は保証人の証明書を必要とする。
- (5) その他やむを得ない事由の場合は、その理由書を提出すること。

2 前項に定める届け出のない者及びやむを得ない事由のない者は受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。

(追試験)

第8条 追試験とは、前条に定めるやむを得ない事由で定期試験を受けることができなかった学生のために、特に行われる試験をいう。

2 やむを得ない事由のない者及び当該科目担当教員の許可を得られない者は、追試験を受けることができない。

3 追試験を許可された者は、「追試験申込書」を授業科目ごとに提出し、受験手続きを完了しなければならない。

4 前項に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合には、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の評価は0点とする。

(再試験)

第9条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者について行う試験をいう。

- 2 再試験の受験希望者は、「再試験申込書」に受験料（1科目1,000円）を添えて原則として当該科目試験日の2日前までに届け出なければならない。
- 3 再試験の結果合格した場合、その評点は、原則として60点とする。
- 4 第2項に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合は、当該科目の評点は定期試験時の評点とする。

（試験中の不正行為）

第10条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない場合は、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止とし、学則36条に基づき懲戒する。

- 2 前項の不正行為をした者は、当該科目並びに当該試験期間中の受験当該科目全科目の評点を0点とする。

（判定）

第11条 進級・留年の判定は歯科衛生士専門学校教員会の議を経て決定する。

- 2 学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている科目について、当該年度末に進級の判定を行う。
- 3 第3学年については、第15条に定める。

（進級）

第12条 当該学年に配当されている全科目を修得と判定された者は、進級とする。

（仮進級）

第13条 前条の規定にかかわらず、仮進級させることが適当と認められた者は、教員会の議を経て、仮進級とする場合がある。

（留年・再履修）

第14条 不合格科目を有する者は、留年とする。

- 2 留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

（卒業試験）

第15条 卒業試験は、第3学年後期末に行う。試験の可否の判定は教員会の議を経て決定する。

- 2 第3学年に配当されている科目を全科目修得し、かつ卒業試験に合格した者は、卒業を認定する。
- 3 所定の全科目を修得していない者には、卒業試験の受験資格を与えない。
- 4 卒業試験を受けるには、所定の卒業試験料（10,000円）を納入しなければならない。

（学業成績の評価）

第16条 学業成績の評価は、次の評点によって行う。

合格	優	80～100点
	良	70～79点
	可	60～69点
不合格	不可	60点未満

（補則）

第17条 この規程に定めるもののほか、歯科衛生士専門学校の授業科目の履修及び修得に関する必要事項は、歯科衛生士専門学校教員会で決定する。

（改廃）

第18条 この規程の改廃は、歯科衛生士専門学校教員会の議を経て、校長が決定する。

附 則

この規程は、昭和59年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。